

捜査手法、取調べの高度化を図るための研究会  
最終報告

平成24年2月

## 目次

はじめに	1
第1 我が国の将来の警察捜査の在り方に係る基本的ビジョン（総論）	3
1 基本的な考え方	3
2 現在の刑事司法制度及び警察捜査	4
3 将来の刑事司法制度及び警察捜査の在り方	6
ア 基本的な考え方	6
イ 取調べの可視化の考え方	7
ウ 捜査手法の高度化等の考え方	8
第2 取調べの可視化及び高度化	10
1 取調べの可視化	10
(1) 制度の在り方	10
ア 取調べにどのような機能・役割を果たさせるべきか	10
(ア) 現在の取調べの機能・役割をどのように評価すべきか	10
(イ) 今後の取調べはどのような機能・役割を果たすべきか	11
イ 取調べの可視化の目的をどう考えるか	13
(ア) 録音・録画による効果	13
(イ) 録音・録画により生じ得る懸念・弊害	13
(ウ) 録音・録画の効果と懸念・弊害を踏まえ、何を可視化の目的とすべきか	14
ウ 録音・録画の対象・範囲をどうするのか	16
(ア) 基本的な考え方	16
(イ) 対象犯罪	17
(ウ) 身柄拘束との関係	18
(エ) 取調べを行う場所との関係	19
(オ) 自白の有無との関係	19
(カ) 録音・録画の対象とすべき場面	20
エ 録音・録画の実施をどのように確保するのか	21
(ア) 基本的な考え方	21
(イ) 被疑者が録音・録画を拒否した場合	21
(ウ) 被疑者側から録音・録画の請求があった場合	22
(エ) 録音・録画と被疑者の供述調書の証拠能力との関係	22
(オ) 録音・録画記録の視聴、使用等の在り方	22
(2) 取調べの録音・録画の当面の方向性	23
ア 裁判員裁判対象事件に係る試行の在り方	23
イ 知的障害を有する被疑者に係る試行の在り方	23
2 取調べの高度化	25
(1) 取調べ技術の伝承方法等に関し、改善すべき点は何か	25
(2) 取調べ技術の高度化の今後の方向性はどうか	25

第3	捜査手法の高度化	28
1	基本的な考え方	28
2	研究会において主に議論された捜査手法	29
(1)	DNA型データベースの拡充	29
(2)	通信傍受の拡大	29
(3)	会話傍受	30
(4)	仮装身分捜査	31
(5)	量刑減免制度	31
(6)	王冠証人制度	32
(7)	司法取引（自己負罪型・捜査協力型）	32
(8)	刑事免責	33
(9)	証人を保護するための制度	34
(10)	被疑者・被告人の虚偽供述の処罰化	35
(11)	黙秘に対する推定	35
(12)	刑法その他の実体法（刑罰法令）の見直し	36
3	その他の捜査手法	37

おわりに	39
------	----

別添1 「捜査手法、取調べの高度化を図るための研究会」委員名簿

別添2 「捜査手法、取調べの高度化を図るための研究会」会議の開催状況

## はじめに

警察捜査は、国民の信頼と協力に支えられて初めてその機能を十分に果たし得るものである。しかしながら、近年、真犯人の存在により人違いであることが明らかになるなど、警察の取調べの在り方が厳しく問われる無罪事件等が続き、警察捜査に対する国民の信頼が大きく揺らいでいる。

本研究会は、こうした状況を踏まえ、治安水準を落とすことなく取調べの可視化を実現するために、おおむね2年程度をかけて幅広い観点から検討を行うことを目的として、学者（刑事法・社会政策・心理学）、元裁判官、元検事、弁護士、元警察幹部及びジャーナリストの12名の委員により、国家公安委員会委員長が主催する研究会として発足した（委員名簿は別添1参照）。

研究会は、平成22年2月に開催された第1回会議以降、平成24年2月までに合計23回の会議を開催し、取調べの可視化及び高度化や捜査手法の高度化の在り方に関し、我が国の刑事司法制度全体の在り方を含む広範なテーマについて踏み込んだ議論を行ってきた。発足後、おおむね1年が過ぎた平成23年4月には、「捜査手法、取調べの高度化を図るための研究会における検討に関する中間報告」（以下「中間報告」という。）を取りまとめた。

研究会における議論に当たっては、刑事事件の被告となり、無罪・再審無罪となられた方々、犯罪被害者の御遺族、各種専門家、現に取調べに従事している警察官といった関係者からのヒアリングを実施したほか、警察庁による諸外国の捜査の在り方等に関する調査・研究の結果も踏まえて検討を進めてきた（会議の開催状況は別添2参照）。これらのヒアリングや調査・研究の結果については、中間報告を参照していただきたい。

研究会に付託された検討課題は、我が国の刑事司法制度の在り方にも関わるものであり、第一線の捜査実務の今後に大きな影響を与えるものである。これまで約2年の期間をかけて、鋭意議論を進めてきたものの、検討を要する事項が多岐にわたり、かつ、1つ1つが重要な論点を含むものでもあるため、全ての課題について十分な時間をかけて議論を深めることはかなわなかった。そのため、取調べの可視化の具体的な在り方を始めとして、委員の間における意見の隔たりが大きい論点も少なくなかったことから、結論を1つにまとめることは困難を極めた。幾多の議論を経ても、なお意見の一致を見なかった論点については、率直にその旨を記すこととしたが、研究会として、大きな方向性を示すために最大限その努力をしつつ議論を重ねてきた。この最終報告は、その結果を取りまとめたものである。

## 第1 我が国の将来の警察捜査の在り方に係る基本的ビジョン（総論）

### 1 基本的な考え方

近年、取調べを始めとする警察捜査に対して、真犯人の存在により人違いであることが明らかになるなど、その在り方が厳しく問われる無罪判決等が相次いだことで非難の声が上がり、国民の信頼が大きく揺らいでいる。警察捜査は、国民の信頼を抜きには成り立たないものである。警察においても、これらの判決等において指摘された警察捜査の問題点等について検証を行うとともに、取調べの適正化のための諸方策を指針として取りまとめ、再発防止のための取組を行ってきたが、その取組の最中であるにもかかわらず、不適正な取調べが問題となった事案が発生するなど、取調べの適正化のための意識改革が徹底されているとは言い難く、依然として国民から厳しい目を向けられている。一旦損なわれた信頼を取り戻すことは決して容易なことではないが、警察は、不断の努力によってこれを実現していかなければならない。

本研究会は、治安水準を落とすことなく取調べの可視化を実現するための検討を行うことを目的として設置された。一連の無罪事件等によって警察捜査に対する国民の信頼が大きく揺らいでいることを踏まえ、取調べの可視化を具体的に実現することを目指すものであるが、我が国の捜査の実態を現状そのままにして、直ちに取調べの可視化だけを行うこととすれば、結果的に治安水準を落とすこととなるとの懸念をも踏まえ、我が国の捜査の在り方を見直し、治安水準の維持という観点も踏まえて、捜査構造全体の中で取調べの機能をどうするか、どのように可視化・高度化を図るか、取調べ以外の捜査手法をどのように高度化するか等について、幅広い観点から検討を行うことを付託されたものである<sup>\*1</sup>。

---

\*1 第1回会議における中井治国家公安委員会委員長（当時）挨拶（抜粋）

「就任以来、我が国の治安に責任を持つ立場から、民主党のマニフェストに掲げている取調べの可視化を実現するためには、可視化を実現している諸外国が持つような新たな捜査手法を捜査現場に提供する必要があると明言し続けてまいりました。我が国の捜査手法は、既に御承知であります。他の国と比較して取調べの比重が極めて大きく、自白がないと真相解明はもとより検挙すらできないと、こういうケースが多々あるわけでございます。逆に言うと、それ以外の捜査手法は諸外国に比べて遅れているということでもあります。また、最近では、被疑者の供述を得ることが難しくなっており、昨今の重要凶悪事件の捜査においても、自白が得られず、捜査が長期化、困難化している例が数多く見られるところであります。こういった捜査の実態をそのままにして、直ちに取調べの全面可視化だけを行うとすれば、結果的に検挙水準を落としてしまうことがあると心配を致しております。そういう意味で、かねてから、現在の自白中心の捜査から、客観証拠重視の捜査構造へ転換すべきであると申し上げてまいりました。そのために必要な捜査手法は積極的に導入すべきと考えてまいりました。治安水準を落とすことなく可視化を実現するためにも、我が国の捜査の在り方を見直し、捜査手法や取調べの高度化について研究する必要があると考え、国家公安委員会にもお諮りして、本研究会を実施することになりました。」

すなわち、事案の真相解明及びその犯人の的確な検挙・処罰を通じ、国民の安全・安心に対する期待に応えるためには、取調べの可視化の在り方だけでなく、自白に過度に依存しない捜査・公判の在り方を含め、刑事司法制度全体を視野に入れて検討を行う必要があるとの理解に基づいている。

そこで、取調べの可視化や捜査手法の高度化等に関する個別の論点を論じる前に、まず総論として、現在の刑事司法制度及び警察捜査を概観した上で、将来の在り方について基本的ビジョンを示すこととする。

## 2 現在の刑事司法制度及び警察捜査

我が国においては、徹底した捜査及び十分な証拠固めをした上で、厳格な基準に基づいて起訴が行われ、公判においても、膨大な書証に基づき詳細な事実認定が行われるなど、刑事司法関係者による真実追求への熱意を基礎として、「精密司法」とも呼ばれてきた刑事司法制度の下で、実体的真実<sup>\*2</sup>が追求されてきたといわれている。

また、実体法上、犯罪の構成要件として、故意・過失や目的等の主観的要素が重視されているほか、刑罰法規における法定刑の幅が広いこと等を背景に、適正な量刑実現のためにも、犯罪事実のみならず、被疑者・被告人の身上や犯行の動機、態様等の情状面についても、幅広くかつ確実な立証が要求されてきた。諸外国と比べて捜査手法が限られている我が国においては、取調べにおいて自白その他の供述を得ることによってこれらの要素を立証する必要性が高く、その結果、捜査機関における取調べは、一般的に長時間をかけて丁寧かつ緻密に行われ、事案の真相を解明する上で極めて重要な機能・役割を果たしてきたといわれている。また、被害者が死亡したと考えられるものの、その所在が判明しない殺人・死体遺棄事件等において、被疑者の取調べによって供述を得て初めて遺体発見に至るなど、事件によっては被疑者の取調べによらなければ重要な証拠の発見等ができず、犯人の検挙・処罰もままならないことがある。

我が国では、刑事司法の在り方について、様々な問題が指摘されるようになってきているものの、現在の刑事司法制度の下で、安全・安心を求める国民の期待に応え、犯人の的確な検挙・処罰が行われてきたのであり、これが世界一安全な国と言われた治安の良さの実現にも貢献してきたといえよう。また、こうした刑事司法の在り方は、特に重大事件において、事件の真相はどうだったのか、犯行に至った原因・動機は何だったのか、被害を防ぐことはできなかったのかといった事柄の解明を強く求める国民感情にも適合してきたと

---

\*2 ここでは、実体的真実とは、絶対的な真実そのものではないとしても、供述を始めとする証拠によって可能な限り解明された真相に近い事実のことをいう。

いえよう。

しかし、同時に、捜査の信頼を損なう重大な無罪事件等が発生したことも忘れてはならない。これらの事件等においては、相手方の事情に配慮することなく長期間・長時間にわたる追及的・強圧的な取調べが行われたことや、取調べ官による不適切な言動があったこと、取調べ官が犯人性についての誤った先入観を強く持って取調べを行ったことにより虚偽供述を続けさせたこと等が指摘されるなど、警察捜査における不適正な取調べの問題が厳しく指摘されたところである。加えて、積極証拠を過大評価し、又は消極証拠を過小評価するといった証拠の吟味の不徹底や、捜査主任官を始めとする捜査幹部による的確な捜査指揮の欠如等も問題とされた。また、最近発覚した取調べの不適正事案においても、取調べ官により被疑者に対して暴行や脅迫が行われていたことが明らかになっており、いまだに取調べの適正化の重要性を理解していない捜査員が存在することが明らかとなった。

捜査における過ちは、被疑者等の権利・利益に対する重大な侵害につながるものである。特に、取調べにおいては、自白を得ようとするあまり、「何か隠しているのではないか。」「真犯人でなければ自白するはずがない。」などの捜査員の思い込みに基づいて、不当に執拗な糾問が行われた場合、虚偽自白を生み出す危険を内包していることを認識しなければならない。また、このような不適正な捜査は、「えん罪」の被害者を生み出すだけでなく、事案の真相を見誤り、真犯人を逃すことになるとともに、国民に誤った安心を与える結果となる。加えて、時代の変化に伴って、被疑者の意識及び捜査員の資質も変化し、組織的犯罪等犯罪形態の変容と相まって、真実の供述が得にくくなっているとの指摘もなされていることから、取調べを含む捜査の在り方を正面から問うべき時期に来ていると考えられる。

他方、我が国の刑事司法制度は、諸外国とは異なった特色を有していることにも注目する必要がある。すなわち、英米型の刑事司法制度の下では、一般的に、取調べの果たす役割が我が国に比べて低い一方で、多様な捜査手法が認められる点等で、我が国と相当に異なっている。既に可視化を実施している国を中心に、9つの国と地域<sup>\*3</sup>（以下「国等」という。）を対象として警察庁が行った調査においても、それぞれの国等において相違はあるものの、おおむね、これらの国等では、捜査構造の中で取調べの持つ機能が我が国と比べて小さいことが明らかとなった。他方、これらのほぼ全ての国等において、一定の逮捕被疑者等からのDNA型資料の強制採取、多様な種類の犯罪に対する通信傍受、司法取引や刑事免責を始めとして、我が国にはない様々な捜査手法や刑事手続が導入されていた。加えて、これらの国等においては、

---

\*3 英国（イングランド及びウェールズ）、米国、ドイツ、フランス、イタリア、オーストラリア、韓国、台湾及び香港の9つの国と地域をいう。

我が国と比べて人口当たりの犯罪の認知件数・逮捕人員が多く、無罪率が高いことも明らかになった。

犯罪被害者を始めとする国民の期待に応えるという第一次捜査機関としての重要な責務を全うしつつ、取調べの可視化を実現することは必ずしも容易なことではない。したがって、その検討を行うに当たっては、我が国における刑事司法制度や警察捜査について、幅広い観点から議論をすることが不可欠である。

### 3 将来の刑事司法制度及び警察捜査の在り方

#### ア 基本的な考え方

刑事手続の目的は、適正手続の保障を全うしつつ、事案の真相を明らかにすることであることは論を俟たないところ、将来の刑事司法制度及び警察捜査の在り方を検討するに当たっては、国民がいかなる刑事司法制度を求め、その中で警察捜査に何を期待するのかという視点を基本としなければならない。

まず、刑事司法制度に対し、犯罪被害者やその家族を始めとする国民が望むのは、犯罪の真相が解明され、真犯人が的確に検挙・処罰されることによって良好な治安が維持されることであろう。他方、犯罪の真相の解明は、適正手続の保障を全うしつつなされるべきであるところ、これまで我が国では諸外国に比べて良好な治安を維持してきたとはいえ、一連の無罪事件等においては、様々な捜査上の問題が指摘され、取調べが適正手続の保障を全うしつつ行われているのかについて疑念が生じていることも事実である。このことから、適正手続の保障の下で虚偽自白及び「えん罪」を生まないための警察捜査・刑事司法を構築し、国民の信頼を確かなものとする必要があることは言うまでもない。

この点、捜査の在り方を大きく転換し、取調べによる真相解明機能に大きな期待をしないことを前提として取調べの全過程を録音・録画するとともに、犯罪捜査に有効と考えられる捜査手法を可能な限り導入するという考え方もあり得る。しかしながら、刑事司法制度は、それぞれの国の歴史や国民性等を反映して構築・運用されているものであり、諸外国の制度を単に模倣することは、我が国の実情にそぐわない制度になるばかりでなく、これまで問題を内包しながらも、良好な治安の維持に貢献し、長年の間、全体としては国民の信頼を得てきた我が国の刑事司法制度の長所やメリットを一切否定することは、妥当とは言い難い。

したがって、適正手続の保障の下で虚偽自白及び「えん罪」の根絶に向けて最大限かつ不断の努力をしつつ、事案の真相を解明することによって、犯人を的確に検挙・処罰し、治安の維持にも貢献するという現在の我が国



の刑事司法制度の基本的な性格は、時代の変化を考慮しながらも、将来においても維持していくことが望ましい。

## イ 取調べの可視化の考え方

取調べの可視化については、取調べに係る客観的な記録として、公判における的確な判断を可能とするものであり、虚偽自白及び「えん罪」を防止することに資することから、可能な限り、積極的に実現すべきものと考えられる。

もっとも、事件によっては、真犯人の供述によらなければ真相を明らかにできないものも存在するなど、取調べによって真実の供述を得て事案の全容を解明することが、これまで我が国の刑事司法制度の重要な要素であるとされてきたことに鑑みると、現実的に考えれば、取調べの可視化は、取調べの機能・役割に対する影響に配慮をしつつ、実現していくべきであると考えられる。

この点、検察及び警察における取調べの録音・録画の試行等においては、被疑者が録音・録画を拒否する事例や、録音・録画実施中に被疑者の供述内容や供述態度に変化が生じた事例が一定数報告されるなど、現在実施している取調べ過程の一部の録音・録画であっても取調べの機能に影響を及ぼすことが示されている<sup>\*4</sup>ほか、警察庁が調査を行った諸外国でも可視化による自白の減少や捜査力の低下を指摘する意見もある<sup>\*5</sup>ことから、可視化によって取調べの機能が阻害されるとの意見が示された。また、このような考え方から、仮に、供述証拠への依存度を下げ、取調べによる真相解明機能に大きな期待をしないこととした場合、少なくとも、諸外国で導入されているような捜査手法等が存在しないならば、事案の真相解明が困難となり、従来であれば検挙が可能であった犯人の検挙ができなくなり、処罰を免れさせる結果となりかねず、ひいては、治安水準の維持が困難になるおそれがあるとの強い懸念が示された。

これに対しては、取調べの可視化は、取調べ状況の事後的な検証を可能とし、不適正な取調べを防止するだけであって、従来からの取調べの機能を損なうものではないとの反論があった。また、前述の取調べの録音・録画の試行等の結果からは可視化によって取調べの機能が阻害されるとは言えないとの指摘や、諸外国においても可視化の導入後の状況をどのように

---

\*4 「取調べの録音・録画の試行についての検証結果」(平成21年2月最高検察庁)11～15頁、「警察における取調べの録音・録画の試行の検証について」(平成23年6月警察庁)5頁及び9～11頁、「被疑者取調べの録音・録画に関する法務省勉強会取りまとめ」(平成23年8月法務省)14～16頁等を参照。

\*5 「捜査手法、取調べの高度化を図るための研究会における検討に関する中間報告」(平成23年4月)29頁を参照。

評価するかについて意見が分かれているとの指摘もあり、そもそも可視化によって取調べの機能が阻害されることは実証されておらず、取調べの機能や治安水準の維持に係る懸念を強調することは相当ではないとの意見も示された。

そのほか、後述のとおり、取調べの可視化は、真相解明にとって、弊害だけでなく、取調べ状況の客観的な記録が残ることによる様々な効果も有するところ、そのプラスとマイナスの両面を考慮すれば、前者の方が大きいと考えられることから、全体として取調べの機能は低下しないとの見解も示された。

このように、取調べの可視化によって取調べの機能を損なうか否かについて様々な意見があったところであるが、取調べの可視化をめぐる議論は、証拠収集の在り方の問題と深く関連しているところ、諸外国に比べて取調べに大きく依存してきた我が国の捜査の在り方を見直すという観点からも、取調べの可視化は、諸外国において取調べの可視化を導入するに至った背景やその効果、現状等を参考にしつつ、刑事司法制度全体の在り方を視野に入れて議論すべき事柄である。

#### ウ 捜査手法の高度化等の考え方

次に、捜査手法の高度化については、刑事司法制度全体の在り方を議論するとの観点から、諸外国にあって我が国にはない捜査手法の導入について、その当否も含め幅広く検討することが望ましい。

そもそも、捜査手法の高度化は、警察捜査が、科学技術の発達や情報化社会の進展等による社会の変化やこれに伴う犯罪ツールの高度化・複雑化といった状況に的確に対応するとの観点からも、不断に検討されなければならない。加えて、本研究会においては特に、取調べ及び供述調書に過度に依存した捜査・刑事司法から脱却することによって、無理な取調べによる虚偽自白を排し、さらには「えん罪」を防止するという観点から、捜査手法の高度化に関する検討を進める必要があるとされたところである。すなわち、過度に自白に頼ることなく、客観証拠による的確な立証を図ることを可能とするためにも、諸外国で導入されている捜査手法等については、適正手続の保障や国民の権利・利益の侵害のおそれ等も十分に考慮しつつ、必要性が高く、かつ、相当と認められるものについては速やかに導入すべきである。

加えて、「えん罪」を防止するという観点からは、一連の無罪事件等における反省点を踏まえ、捜査指揮能力の向上を含む取調べの適正化にも不断に取り組むとともに、取調べ技術に心理学的知見を取り入れること等によって時代の変化に的確に対応したものになるよう、取調べの高度化を推進していく必要がある。

以下、このような基本的考え方に即して取調べの可視化や捜査手法の高度化等について述べることとする。

## 第2 取調べの可視化及び高度化

### 1 取調べの可視化

#### (1) 制度の在り方

##### ア 取調べにどのような機能・役割を果たさせるべきか

取調べの可視化の具体的な在り方を検討するに当たっては、その前提として、取調べの果たすべき機能・役割について整理しておく必要がある。

なお、以後、制度としての在り方を論じる場合には「取調べの可視化」と述べ、「取調べの録音・録画」は、取調べの可視化の手段としての意味で用いることとする。

##### (ア) 現在の取調べの機能・役割をどのように評価すべきか

我が国の刑事司法の目的は、「公共の福祉の維持と個人の基本的人権の保障とを全うしつつ、事案の真相を明らかにし、刑罰法令を適正且つ迅速に適用実現すること」(刑事訴訟法第1条)とされており、適正手続の保障の下で被疑者・被告人の権利・利益の保護を図りつつ、事案の真相を解明して、犯人を的確に検挙・処罰することである。また、国民は、犯人の的確な検挙・処罰を通じて、良好な治安が維持されることを期待している。

刑事司法の目的を達成し、国民の良好な治安への期待に応える形で、従来、我が国における取調べは、客観証拠の乏しい事件における犯人性の判断のほか、多くの事件において、犯行の動機、共犯性・組織性の解明、隠匿された証拠の発見等に大きな機能・役割を果たしてきたところであり、犯罪の真相解明の中核を担ってきたことは事実である。例えば、被疑者とのやり取りの中でいわゆる秘密の暴露等を得て、科学捜査だけでは明らかにできない証拠の所在や犯行の動機を解き明かすなど、取調べによらなければ真相解明が不可能であった事件も多く存在したということに格別の異論はないであろう。

こうした点については、現に取調べに従事している刑事からのヒアリング(第11回会議)において、真相を解明する上で取調べが重要な役割を担っているとの意見や、真相を追求するためには、取調べの機能を壊さないで欲しいとの意見等が示された。また、第19回会議で事務局から報告された「警察における取調べの実情について」(平成23年10月20日警察庁)と題する調査結果においては、凶悪犯のように重大な事件においては取調べ時間が長くなる傾向があり、特に捜査本部事件では格段に長くなっていることや、平成22年中に解決した捜査本部事件において、被疑者の取調べによって、死体、凶器等の重要な証

拠の発見や共犯者の解明ができたものが約6割を占めていたとの結果が示されたことから、現在の取調べが警察捜査における事案の真相解明に大きな機能・役割を果たしているといえよう。

加えて、可視化を実施している国等に係る警察庁の調査の結果からも、我が国では諸外国に比べて丁寧かつ緻密な取調べをしていることが明らかとなった。我が国の取調べは自白を得るためだけに行われているものではなく、無辜の者が犯人でないことを明らかにすること、犯人の改善更生や犯罪対策に資すること等、我が国の刑事司法手続の中で多様な機能・役割を果たしてきたことも認識しておくべきであろう。

他方、被疑者・被告人の権利・利益の保護を重視する観点からは、現在の取調べに対して、様々な問題点も指摘されている。刑事事件の被告人となり、無罪・再審無罪となられた方々のヒアリング（第6回会議）においては、虚偽自白や「えん罪」を防ぐために全過程の録音・録画が必要であるとの意見があったところである。このほか、虚偽自白や「えん罪」が存在する以上、取調べの真相解明機能を過度に高く評価することはできないとの意見や、取調べ官が自白を得ようとするあまり、あるいは、思い込みによって、無理な取調べをする危険を内包しているとの指摘がなされている。また、取調べ時間が長時間にわたることが問題ではないかとの指摘や、捜査官が、有罪が確定していない捜査段階の被疑者に対して反省を求め、その改善更生を促すことは許されないのではないかとの疑問も示された。このような観点をも踏まえ、今後、我が国において、取調べはどのような機能・役割を果たすべきかについて、検討しなければならない。

(1) 今後の取調べはどのような機能・役割を果たすべきか

今後、我が国の取調べが果たすべき機能・役割について検討するに当たっては、我が国の取調べは長い年月をかけて培われ、前述したとおり、刑事司法手続において、真相解明を求める国民の期待に応える上で重要な機能・役割を果たしてきたという点を看過することはできないと思われる。

取調べは、前述のとおり、科学捜査だけでは明らかにできない証拠の所在や犯行の動機を解き明かすために欠かすことができない。また、たとえDNA型鑑定その他の科学技術を利用した捜査手法等を大幅に拡充したとしても犯人を特定するだけの客観証拠が得られない事件は多く、客観証拠のみでは犯行の動機・目的や態様の解明・立証が困難なことが一般的である。さらに、一例であるが、窃盗事件において、犯罪現場から特定の人物の指紋やDNAが採取されるなど、客観証拠からこの人物の犯行が強く疑われるとしても、取調べの結果、アリバ

イが判明したり、指紋やDNAが残されていることについて合理的な理由があることが分かることもあるため、現実には、客観証拠のみから直ちに真犯人と決めつけることはできないことが多いのである。そのような場合、一般論として言えば、事件を最もよく知る真犯人から供述を得ることで、収集された客観証拠がその事件においてどのような意味や位置付けを有するのかといった判断が可能となると考えられる。加えて、公判における量刑判断においては、犯罪の結果だけでなく、犯行の動機や背景等の情状が重要視されるところ、取調べによってこのような情状が明らかにならなければ、罪を犯した者に適切な刑罰を科すことも難しくなる。

このように考えると、取調べの真相解明機能を、取調べ以外の捜査手法によって完全に代替することは、現実には非常に困難であると考えられ、現在の取調べの機能・役割を縮小させることによって生じる影響は決して小さくないと考えられる。したがって、取調べの機能・役割は基本的には維持されるべきである。そのためには、取調べにおいては、通り一遍の聞き取りや単なる情報収集にとどまらず、供述を拒む被疑者に対して説得を試み、あるいは、言い逃れや虚偽の供述に対して時には厳しく追及するといったプロセスを経て、被疑者から真実の供述を求めることは、否定されるべきではないであろう。

この点について、専門家からのヒアリング（第8回会議）においては、真犯人に自白を促す要因としては、取調べ官が、被疑者の心情を理解して真摯な姿勢で話を聞くこと等による「共感的理解」が最も重要であることが示された。このことは、被疑者から真実の供述を得るためには、被疑者と取調べ官の関係はいたずらに対決的なものであってはならず、両者の間に率直なやりとりを可能とするような一定の関係の醸成がなされることが必要であることを示すものと考えられ、取調べの真相解明機能を維持するためには、こうした点も考慮する必要がある。

さらに、我が国における取調べは、真相を解明する中で、その付随的な効果として、結果的に改善更生機能をも果たしてきたことも認識されている。犯人が刑罰に対する恐怖心等乗り越えて真実の供述をするためには、罪に正面から向き合い、心から反省することを促すことが一つの鍵となり得ることは否定できない。その結果、犯人の改善更生によって再社会化が図られるならば、再犯防止に資することともなる。有罪が確定していない段階において、有罪を前提として被疑者の反省を促すことは許されないとの意見も一方にあるが、取調べが結果として犯人の反省につながるという効果までも否定すべきとまでは言えないであろう。

もとより、以上の点については、黙秘権の保障に対する配慮を欠い

てはならず、また、刑事事件の被告人となり、無罪・再審無罪となられた方々の切実な意見を始め、過去の無罪事件等の反省、教訓を踏まえ、取調べ及び供述調書に過度に依存した捜査・刑事司法の在り方を見直すべきとの指摘を重く受け止める必要がある。取調べの機能・役割を基本的には維持しつつも、これが適正に行われることを確保するための取組が不可欠である。このような観点から、取調べの可視化だけでなく、取調べの高度化や捜査手法の高度化、捜査指揮能力の向上等を含む総合的な取組を進める必要がある。

## イ 取調べの可視化の目的をどう考えるか

取調べの可視化の目的を考えるに当たっては、録音・録画による効果及び録音・録画により生じ得る懸念・弊害についての考え方を整理する必要がある。

### (ア) 録音・録画による効果

まず、録音・録画による効果として、以下のような点に寄与するとの意見が示された。

取調べ状況を客観的に記録することによって、事後的に検証することができ、供述の任意性、信用性等のよりの的確な判断が可能となる。これにより、取調べをめぐる争いが減少し、不毛な水掛け論を回避することもできる。

取調べ状況の的確な判断や事後的な検証が可能となり、虚偽自白及び「えん罪」の防止に資する。

暴行又は脅迫や不当な誘導による取調べ等、違法・不当な取調べの抑制を図ることができ、取調べの適正確保に有効である。

その他、取調べが適正であることを示すことができ、取調べ官の保護につながることで、取調べ技術の研究に活用することができ、その高度化につながることで、捜査側にとってもメリットがある。

### (イ) 録音・録画により生じ得る懸念・弊害

次に、録音・録画により生じ得る懸念・弊害として、以下のような点が指摘された。

被疑者が報復等を恐れて上位者や共犯者に係る供述をしなくなるなど、組織犯罪等の解明に支障を来すほか、被疑者と取調べ官との間で率直なやり取りが困難となること等により、真相解明機能を阻害する。

取調べの過程で明らかになる事件関係者の名誉・プライバシーに関わる事柄のうち、現状では供述調書に録取する必要のないものも

全て克明に記録され、明らかになるおそれがある。

録音・録画の実施に携わる警察官の負担、録音・録画記録の視聴に係る負担、設備設置に係る費用等、相当の人的・物的負担を要する。

多くの取調べ官が、カメラの前では被疑者が供述をためらい、あるいは被疑者の心を開かせるために必要なやり取りが困難となり、取調べの真相解明機能が害されること等から、取調べの全過程の録音・録画に対して否定的な意見を持っている<sup>\*6</sup>。

(ウ) 録音・録画の効果と懸念・弊害を踏まえ、何を可視化の目的とすべきか

警察における取調べの可視化の目的を検討するに当たっては、こうした録音・録画による効果と生じ得る懸念・弊害を踏まえることが必要であろう。

この点、取調べの録音・録画の効果として様々な点が挙げられたが、裁判における検証可能性が担保されるという点からも、少なくとも、公判における供述の任意性、信用性等の効果的・効率的な立証を可能とするという効果については、録音・録画の効果として異論がないものと考えられる。また、刑事事件の被告人となり、無罪・再審無罪となられた方々のヒアリング(第6回会議)においても指摘されたように、虚偽自白や「えん罪」を防ぐために全過程の録音・録画が必要であるとの意見を真摯に受け止めなければならない。

このように考えると、可視化の目的は、まずは取調べの状況を客観的に記録し、公判で供述の任意性、信用性等をめぐる争いが生じた場合に、その客観的な記録による的確な判断を可能とすることであるといえよう。このように可視化の目的を捉えることで、客観的な記録による的確な判断が可能となり、ひいては、虚偽自白及び「えん罪」を防止することにも資することとなる。

また、取調べ状況を客観的に記録することによって、取調べ官は自ずと取調べの適正化に一層意を用いることとなるため、可視化の実現は、取調べの適正化にも資するものであり、取調べをめぐる争いも減少する。さらには、取調べの状況が録音・録画によって記録されることで、その記録を犯罪事実や情状を適切に立証するための証拠として活用することも可能とする考えもある。

しかしながら、取調べを可視化しさえすれば、虚偽自白及び「えん罪」を完全に防止できるというものではないということにも留意する

---

\*6 前掲「警察における取調べの録音・録画の試行の検証について」15～17頁を参照。



べきである。録音・録画記録によって、必ず虚偽自白を見抜くことができるとは言えないのではないかとの指摘があり、また、一連の無罪事件等の原因は、取調べのみに帰することは適当ではなく、裏付け捜査や証拠の吟味の不徹底、的確な捜査指揮の欠如等もあいまって生じたものであったことを忘れてはならない。

また、可視化には違法・不当な取調べを抑制する効果があると考えられるが、この点のみを強調し過ぎることは適切ではないとの指摘がある。すなわち、仮に、取調べを厳しく監視し、又は規制するという考え方によって取調べの可視化に係る制度設計を行うことで、取調べ官がその後の公判等において取調べ方法が問題視されることを過度に意識して、本来なされるべき適切な説得・追及までもができなくなったり、事件関係者のプライバシーへの配慮から被疑者との間で率直なやり取りをすることがためられること等により、取調べの機能・役割を著しく低下させる結果となれば、治安水準の維持が困難となりかねないとの強い懸念も示されたところである。また、取調べの適正化は、被疑者段階の弁護制度、接見交通、取調べ状況記録制度、証拠開示制度、被疑者取調べ監督制度、供述吟味担当官制度等を適正に運用することによっても実現されるべきものであって、取調べの可視化がそのための唯一の手段ではないとの意見があったところである。

他方、取調べの可視化によって取調べの機能が低下し、ひいては治安水準の維持が困難となることを懸念する意見に対し、取調べ技術の高度化のために適切な方策を講じることにより、十分対応が可能ではないかとの指摘がなされた。加えて、取調べの可視化によって、取調べの在り方が変わるとすれば、それは不適正な取調べが行われなくなるだけのことであり、取調べの機能が低下したり、まして治安水準の維持が困難となることもないとの意見や、可視化によって取調べの真相解明機能が低下することは実証されていないとの意見がある。

こうした意見に対しては、前述のとおり、現在実施している取調べ過程の一部の録音・録画であっても取調べの機能に影響を及ぼすことが示されていることや、警察庁が調査を行った諸外国でも可視化による自白の減少や捜査力の低下を指摘する意見もあるとの反論がなされた。また、諸外国においては、自白の減少等は見られないとの報告もあったところであるが、既に可視化を実施している国等において、可視化によって自白が得られにくくなるなどの弊害が大きな問題になっていないとしても、これらの国等においては、我が国に比べて取調べへの依存度が低く、また、無罪率が高いなど治安状況が異なることから、そのことによって、直ちに我が国でも問題になり得ないとは言えないとの反論も示された。

また、元捜査官である委員やヒアリング（第11回会議）の対象とな

った実際に取調べに従事している刑事から、実際を取調べ経験を踏まえて強い懸念が示されていることに加えて、試行に従事した多くの取調べ官が取調べの全過程を録音・録画することに対して否定的な意見を持っていることが明らかとなった。これに対して、諸外国においても、可視化の導入前は、今では可視化を高く評価している捜査官も否定的な意見を述べていたとのことであり、制度改革に当たって保守的となりがちな現場の意見は重要とは言えないとの指摘があったが、可視化による取調べへの影響に関して、過去に取調べ経験があり、又は現に取調べに従事している者の声を踏まえることも必要であろう。

また、可視化の目的は、事件関係者の名誉・プライバシーをどのように保護するかという視点をも踏まえて考慮することが重要であろう。可視化によって、取調べ状況が記録され、公判で証拠として再生され得る状態になることによって、被疑者だけでなく、犯罪被害者やその家族等の名誉・プライバシーに与える影響も考慮しなければならない。犯罪被害者の御遺族からのヒアリング（第7回会議）においても、録音・録画による被害者の名誉・プライバシーの侵害のおそれについての指摘がなされたところである。この点については、取調べのありのままの記録を残すことは当然のことであるとの指摘や、録音・録画とその開示又は公判における再生は同義ではなく、証拠開示制度及び公判における再生の在り方を工夫することで、事件関係者の名誉・プライバシーの保護は可能であるとの指摘がある。これに対しては、録音・録画記録が自白の任意性や信用性の立証のため証拠として法廷に顕出されず、これが再生されないという保障はないことや、仮に録音・録画記録が公になる見込みが小さいとしても、例えば、性犯罪の被疑者の取調べのように、被害者等において記録されること自体が苦痛を伴う場合もあることから慎重な配慮が必要であるとの意見があり、意見の一致を見なかったところである。

このほか、取調べの録音・録画による捜査側のメリットとして挙げられている事項については、必ずしも可視化の目的とまでは言えないと思われるものの、例えば、録音・録画記録を活用することにより、取調べ技術の高度化に役立てること等についても、検討していくべきであろう。

## ウ 録音・録画の対象・範囲をどうするのか

### (ア) 基本的な考え方

公判における供述の任意性、信用性等の的確な判断を可能にするという可視化の目的に鑑みれば、できる限り広い対象・範囲について録

音・録画を行うべきと考えられる。

しかしながら、取調べの可視化の在り方については、前述のとおり、録音・録画による効果と生じ得る懸念・弊害の双方を踏まえて検討すべきである。具体的には、適正手続の保障の下で虚偽自白及び「えん罪」の防止を図ることと、事案の真相を解明し、犯人の的確な検挙・処罰を通じて治安水準の維持・向上を図るという国民の期待に応えることを両立させることが重要であると考えられる。

また、警察における録音・録画の対象・範囲を検討するに当たっては、警察における取調べの特性にも十分留意すべきである。この点に関しては、可視化について、警察と検察は同様の取組をすべきであるとの意見が示された。また、警察は第一次的に捜査に当たり、初期供述を取り扱う場合が多いため、その後の捜査が誤った方向に進むことのないよう、より慎重さが求められるのであって、可視化の必要性が高いとの指摘がなされた。

このような意見に対しては、警察は検察よりも可視化について慎重な配慮が必要であるとの意見が示された。すなわち、検察は、独自捜査事件を除き、警察等によって既に一定の捜査が行われた事件について被疑者の取調べを行うことが通例であるほか、公訴官としての立場をも踏まえて捜査を行うものである。他方、警察は、第一次捜査機関として、いまだ犯罪の成否が明らかでない段階でも、端緒があれば捜査を開始し、被疑者等の事件関係者の供述内容やその他の証拠等を照らし合わせながら、紆余曲折を経つつ、事件を解明しなければならない。警察においては、現行犯逮捕や緊急逮捕といった緊急性を伴う事案を扱うほか、事案の真相が明らかになっていない逮捕直後の段階において、いわば手探りの状態から、限られた時間の中で、被疑者の取調べを始めとする様々な捜査に当たらなければならない。したがって、刑事司法の入口に当たる警察捜査の段階における取調べの録音・録画は、一般的に、検察における取調べの録音・録画よりも捜査に大きな支障をもたらす可能性が高いと考えられ、また、捜査の大部分を警察が担っている現状に鑑みても、警察は検察に比べて、可視化によって大きな影響を受けると考えられることから、より慎重な議論が必要であるとの指摘があった。

以下、こうした議論を踏まえつつ、項目ごとに検討する。

#### (1) 対象犯罪

録音・録画制度の対象犯罪をどうするかについては、全ての罪種を対象とすべきであるが、制度の導入段階では裁判員裁判対象事件を対象とした上で、段階的に対象を拡大すべきとの意見が示された。

これに対しては、あらゆる種類の犯罪に係る取調べについて、一律

に録音・録画を実施することは、公判において自白の任意性が争われる事件の数は極めて少ない<sup>7</sup>という実態からすると、録音・録画の実施に伴う人的・物的負担等を踏まえれば現実的でないと言わざるを得ず、捜査機関に対して過大な負担を強いることとなり、ひいては捜査力の低下を招くおそれがあることから、一定の重大犯罪に限定すべきとの反論があった。この点、裁判員裁判対象事件については、重大犯罪の典型であって、自白の任意性が争われることが比較的多い<sup>8</sup>点、被害者を始めとする国民の真相解明を求める声が強い点、供述の任意性、信用性等の判断主体に一般国民である裁判員が含まれる点に鑑みれば、効果的・効率的な立証の必要性が高いといえるため、他の罪種に比べて録音・録画の対象とする必要性が高いものと考えられる。

こうした議論を踏まえると、将来的に全ての事件を録音・録画制度の対象とすべきかどうかについては、現時点で意見の一致は見えていないが、少なくとも、まずは裁判員裁判対象事件を対象とすることが適当であろう。

#### (ウ) 身柄拘束との関係

録音・録画の実施と身柄拘束との関係については、供述の任意性、信用性等を的確に判断するためには、被疑者の身柄拘束が行われない任意事件の取調べも録音・録画の対象とすべきとの意見や、任意段階の取調べであっても、その後に身柄事件になることが想定される事件については、取調べの問題が指摘された事件等には任意段階の供述が問題とされたものがあることに照らすと、身体拘束されていないことをもって直ちに対象外とすることには疑問があるとの意見が示された。

これらの意見に対し、自白の任意性が争われる事件は大半が身柄事件である現状<sup>9</sup>や、身柄不拘束事件の数が膨大である上、取調べ室以外の多様な場所において取調べが行われている現状<sup>10</sup>を踏まえれば、可視化の目的に照らし、必要性及び現実性、負担・コスト等の観点から、身柄拘束事件を録音・録画制度の対象とすべきであるとの反論が示された。また、任意段階の取調べの後に被疑者を身柄拘束する場合については、任意段階の取調べでその後に身柄拘束するか否かを判断

---

\*7 前掲「被疑者取調べの録音・録画に関する法務省勉強会取りまとめ」8頁によれば、1年間に第一審判決があった事件のうち、被告人の捜査段階における自白の任意性が争われた事件の割合は約0.3パーセントである。

\*8 前掲「被疑者取調べの録音・録画に関する法務省勉強会取りまとめ」11頁を参照。

\*9 前掲「被疑者取調べの録音・録画に関する法務省勉強会取りまとめ」10～11頁を参照。

\*10 前掲「警察における取調べの実情について」10～11頁を参照。

することは必ずしも容易ではないと考えられる上、任意段階で無理な取調べ等が行われていれば身柄拘束後の取調べにその影響が表われることとなるため、身柄拘束中の取調べを録音・録画の対象とすれば足りるとの指摘がなされた。

このように、録音・録画の実施と身柄拘束との関係については、被疑者の身柄拘束が行われた事件を録音・録画の対象とすることには異論がないものと考えられるが、その他の事件を対象とするか否かについては意見の隔たりがあったところである。

#### (I) 取調べを行う場所との関係

録音・録画の実施と取調べを行う場所の関係については、身柄事件の取調べの大半が警察本部や警察署の取調べ室において行われている<sup>\*11</sup>ことから、取調べ室及びこれに準ずる場所における取調べをまず録音・録画の対象とすることが必要と考えられる。

なお、それ以外の場所における取調べの録音・録画を行うことについても検討の余地があるが、実施に伴う負担・コストを考慮すれば、取調べ室及びこれに準ずる場所における取調べを録音・録画の対象とすることを基本として検討することが適当であろう。

#### (オ) 自白の有無との関係

録音・録画の実施と自白の有無との関係については、供述の任意性、信用性等をめぐる争いに備え、客観的な記録による裁判所の的確な判断を可能とするという可視化の目的に照らせば、自白事件が録音・録画の対象として重要であることにはおおむね異論はない。

しかしながら、否認事件をどのように捉えるかについては、次に述べる録音・録画の対象とすべき場面に関する議論と密接に関連する問題であるところ、取調べの全過程を一律に録音・録画すべきとの立場からは、当初否認し、その後自白に転じた場合、自白段階から録音・録画を始めたのでは、虚偽自白及び「えん罪」を十分に防止できないことから、否認事件の取調べについても録音・録画の対象とすべきとの意見が示された。

他方、取調べの全過程を一律に録音・録画すべきではないとの立場からの意見は、自白事件に対象を限定すべきとするものではないところ、否認事件の取調べについても、可視化の目的に照らして、客観的な記録による裁判所の的確な判断のために、録音・録画を行うことが有用であると認められる場合には、録音・録画の対象とすることが適

---

\*11 前掲「警察における取調べの実情について」10～11頁を参照。

当であるとするものであった。

このように考えると、取調べの全過程を録音・録画すべきか否かについての結論は別としても、少なくとも、録音・録画の対象は、自白事件だけに限定されるものではないとの方向で考えることが適当であろう。

#### (カ) 録音・録画の対象とすべき場面

取調べ過程のどの場面を録音・録画の対象とすべきかについては、まず、虚偽自白及び「えん罪」の防止の観点から、取調べの全過程について録音・録画を行うべきとの意見が示された。その理由として、取調べ過程の一部の録音・録画では、供述の任意性、信用性等を適切に判断することができないため、虚偽自白及び「えん罪」の防止のために十分でないとの見解が示された。また、録音・録画によって取調べの真相解明機能を阻害することは実証されていないことに加え、取調べの録音・録画は「価値中立的」であり、捜査側にとっても、弊害だけでなく、多くのメリットがあるとの意見も示された。

しかしながら、これに対しては、これまでの検察における録音・録画の実施結果<sup>\*12</sup>や、警察における試行結果<sup>\*13</sup>等によれば、取調べの一部の録音・録画であっても立証上効果があることが明らかとなっていることから、可視化の目的に照らし、取調べの全過程を録音・録画することが不可欠とまではいえないとの反論がなされた。また、前述したとおり、可視化によって取調べの真相解明機能を阻害するなどの懸念・弊害があるところ、一律に全過程の録音・録画をした場合には、その悪影響は看過しえないほど大きくなると考えられ、真相解明を求める国民の期待を考慮すると、取調べの全過程を録音・録画することは妥当とはいえないとの意見も示された。

さらに、元捜査官である委員等からは、取調べ官が被疑者から真実の供述を得るためには、自らのプライバシーに関わる話も含めた様々な話をするなどして被疑者の心の琴線を探り、それを通じ、被疑者の共感や信用を得ることが不可欠であって、このような場面を録音・録画した場合には、事後、全てのやり取りが公開される可能性を意識し、被疑者と取調べ官との間で率直なやり取りができなくなり、真実の供述が得られなくなるとの強い懸念が示された。

このほか、取調べの全過程を録音・録画することを基本としつつ、捜査上の支障がある場合等に限って、適切な例外を設けるべきとの意

---

\*12 前掲「被疑者取調べの録音・録画に関する法務省勉強会取りまとめ」13～14頁を参照。

\*13 前掲「警察における取調べの録音・録画の試行の検証について」11～12頁を参照。

見も示されたが、これに対しては、制度設計に当たって、どのような場合に録音・録画によって捜査上の支障等が生じるかについて想定される事例を網羅的に示すことは困難ではないかとの指摘がなされた。

このように、取調べの全過程を一律に録音・録画すべきかどうかについては、意見が分かれたところである。

## エ 録音・録画の実施をどのように確保するのか

### (ア) 基本的な考え方

制度として録音・録画の実施をどのように確保するかについては、これまでの検討を踏まえ、取調べの可視化の目的に照らし、取調べの機能・役割を維持しつつ、可視化の必要性及び現実性を考慮して検討する必要がある。

この点、取調べ官の判断に任せただけの場合、録音・録画の実施が恣意的に行われ、「いいとこどり」となるおそれがあるため、取調べの録音・録画は、義務付けることによってその実施を確保すべきとの意見が主張された。

これに対しては、個別の具体的事情を問わずに、一律に録音・録画の実施を義務付ける制度は不相当であると言わざるを得ないとの強い反論がなされた。その理由は、前述した取調べの全過程を録音・録画の対象とすべきとの意見に対する反論と同様であり、取調べによる真相解明機能を著しく阻害するなど、録音・録画により生じ得る懸念・弊害が一層大きくなることのほか、仮に、原則として義務付けることとしても、録音・録画により捜査上の支障がある場合を例外とするため、想定される事例を網羅的に抽出し、明確に定めることは困難であるとの指摘もなされたところである。

加えて、供述の任意性、信用性等の立証に失敗した場合のリスクは、全て捜査・訴追側が負担することを考えれば、捜査機関においては、可視化の目的に照らして、適正な録音・録画を行う動機となると考えられ、また、個々の事件において、録音・録画の実施・不実施に関し、捜査上及び立証上のリスクを適切に判断できるのは、当該事件を担当する取調べ官、捜査主任官等であることに鑑みても、録音・録画の実施・不実施は、捜査機関が個別具体的に判断する仕組みとせざるを得ないとの意見も示された。

このように、録音・録画を捜査機関の義務とすべきか否かについては、意見が分かれたところである。

### (1) 被疑者が録音・録画を拒否した場合

被疑者が拒否した場合にも録音・録画を実施するか否かについては、被疑者の意に反して録音・録画を行うことにより、かえって無用の黙秘・否認等を生じさせるおそれがあるため、被疑者が拒否した場合には録音・録画を実施することは適当ではないとの意見が示された。

これに対して、実効ある制度とするためには、録音・録画を一律に義務付け、被疑者の拒否を認めるべきではないとの反論が示され、意見の一致を見なかった。

(ウ) 被疑者側から録音・録画の請求があった場合

被疑者又はその弁護士から録音・録画の実施請求があった場合については、その請求に拘束力を持たせるべきとの意見が示された。

これに対して、このような請求があった場合に全て録音・録画を実施することとすれば、一律に録音・録画の実施を義務付けるのと同様の弊害を生じ得るとの反論が示され、意見の一致を見なかった。

(I) 録音・録画と被疑者の供述調書の証拠能力との関係

録音・録画の実施・不実施と被疑者の供述調書の証拠能力の関係については、自白法則及び違法収集証拠排除法則との関係を踏まえ、慎重な検討が必要である。

この点、録音・録画を欠くことのみを理由に供述調書の証拠能力を否定することは、こうした刑事訴訟法の一般原則の考え方を大きく逸脱するものである一方、供述調書の証拠能力は、その他の証拠によっても立証することが可能であるということを検討するべきとの意見が示された。

これに対して、少なくとも、録音・録画が行われなかった場合には原則としてその証拠能力を認めないこととしなければ、制度の趣旨が損なわれるとの意見があった。

(オ) 録音・録画記録の視聴、使用等の在り方

録音・録画記録の視聴、使用等の在り方については、前述のとおり、被疑者だけでなく、被害者を始めとする事件関係者の権利・利益に重大な影響を与えるおそれがあるため、慎重な検討が必要である。

具体的には、公判における証拠調べや、公判前整理手続における開示（視聴・謄写）の在り方、録音・録画記録の保管・管理等に関しても、事件関係者の名誉・プライバシーの保護の観点や、証拠隠滅や情報流出、不適切な二次利用の防止が極めて重要であることを踏まえた制度設計が不可欠であることを認識すべきである。



こうした問題に対して十分な配慮がなされなければ、録音・録画をした状態において、被疑者が率直なやり取りをためらうこととなるため、真実の供述を得ることが困難になるばかりか、被害者を始めとする事件関係者の協力が得にくくなるおそれも指摘されている。

## (2) 取調べの録音・録画の当面の方向性

制度としての取調べの可視化の在り方については、上述のとおり、いくつかの論点について意見の隔たりが大きく、本研究会として一致した結論を見出すことは困難であった。しかしながら、取調べの可視化の在り方について更に検討を進めるには、少なくとも、現在行われている警察における取調べの録音・録画の試行の内容は十分とは言えないため、これを拡大すべきという点ではおおむね意見の一致を見た。

そこで、警察においては、今後の検討に資するよう、次のア及びイにおいて述べるところにより、可視化の目的に照らしてより広く録音・録画の試行を実施すべきである。ただし、刑事手続はやり直しがきかないものであるため、試行によって真相の解明ができなくなり、真犯人が処罰を免れてしまうことのないよう、適切な配慮をすべきである。

### ア 裁判員裁判対象事件に係る試行の在り方

裁判員裁判対象事件に係る試行については、可視化の目的に照らして広く試行を実施することを基本として、少なくとも、身柄拘束中の取調べ室又はこれに準じる場所における取調べを対象とし、また、自白事件に限らず、必要に応じて否認事件等についても試行の対象とするとともに、様々な場面を対象に試行を実施すべきである。

その際、録音・録画によって真相解明に支障が生じるおそれが認められる場合等には、録音・録画を実施しないことができるようにすべきである。また、試行は、取調べの可視化の在り方について検討するための実証的資料を得るためのものであることを踏まえるべきである。

### イ 知的障害を有する被疑者に係る試行の在り方

従来から、知的障害を有する被疑者については、その障害の特性から、その取調べに当たっては、特に配慮が必要であると指摘されてきたところである。知的障害者は人によってその障害の程度や内容も様々であるが、言語によるコミュニケーション能力に問題があり、又は取調べ官に対する迎合性や被暗示性が高いといった特性を有する者については、供述の任意性、信用性等をめぐる争いが生じやすく、その取調べを録音・録画し、客観的な記録による的確な判断を可能にする必要性が高いと考えられる。したがって、警察においては、こうした被疑者についても、罪種を限定せず、アの試行に準じて試行を開始し、可能な限り広く録音・録画を実施すべきである。

しかしながら、公的に認定されていない知的障害者が存在することや、鑑定を行って初めて障害の存在が判明する場合もあるなど、捜査現場において知的障害の有無の判断が困難である場合も多いと考えられるところ、家族や弁護士等が被疑者に知的障害がある旨を申し出たときには、これを参考として録音・録画の実施を判断することも考えられよう。こうした点のほか、録音・録画によって取調べを含む捜査にどのような影響が生じるかについても留意しつつ、専門家の意見を踏まえながら幅広く試行を実施すべきものと考えられる。

## 2 取調べの高度化

### (1) 取調べ技術の伝承方法等に関し、改善すべき点は何か

現在の取調べ技術は、言わば職人芸のような性質を有し、従来、若手警察官が、経験豊富な警察官の取調べに補助官として立ち会うなど、主に取調べの現場で直接体験することによって伝承されてきたところである<sup>\*14</sup>。

しかし、こうした方法では、必ずしも技術が正しく伝承される保証がない。警察において大量退職時代が到来して以降、取調べに十分精通しているとは言い難い若手警察官が増加していく中で、経験豊富な優れた取調べ官が減少し、こうした取調べ官の取調べの現場に立ち会うことができなくなるなど、取調べ技術の伝承が明らかに困難になりつつある。

したがって、取調べ技術については、これを体系的に整理し、全ての警察官が一定レベル以上の取調べ技術を共有できるような仕組みを構築していくことが望ましい。例えば、優れた取調べ官がこれまでに積み重ねてきた取調べにおける様々な経験や技術を取りまとめ、経験の浅い若い警察官にも共有できるよう、目に見える形にすることもその一つの方策であろう。

また、取調べ官に対しては、できる限り、実際の取調べに当たる前に、こうした取調べ技術を一定の専門的な研修・訓練により習得させることが必要であると考えられることから、必要な時期に、警察学校等における教育やオンザジョブトレーニングを従来よりも積極的かつ系統的に実施すべきである。

### (2) 取調べ技術の高度化の今後の方向性はどうか

近年、被疑者側の意識及び取調べ官の資質の変化等により真実の供述が得られにくくなっていると指摘されていることに加え、上述したように、現在の取調べ技術は主として実務経験を通じて伝承されており、徒弟制度とも言うべきシステムの中で、必ずしも体系的に習得されないという性質を有するところ、取調べ技術の在り方について、時代に対応した改善を図ることが急務である。

また、事案の真相解明を求める国民の声に応えるという観点から、取調べにおいて真実の供述を適正かつ効率的に獲得するためにも、取調べ技術の高度化に係る研究を進める必要がある。

この点、可視化を導入している諸外国においては、体系的に取調べ技術の研修・訓練が行われていることが明らかになった。例えば、英国におい

\*14 前掲「捜査手法、取調べの高度化を図るための研究会における検討に関する中間報告」12～13頁を参照。

ては、取調べの各段階での留意事項を体系化したP E A C Eモデル<sup>\*15</sup>を用いて取調べ技術の研修・訓練を実施している。そこで、諸外国の取調べ技術の研修・訓練の手法も参考としつつ、これまで警察で行ってきた録音・録画の試行により得た経験をも踏まえながら、我が国においてどのように取調べ技術を高度化するべきかについて、更に研究を行うべきである。

諸外国の取調べ技術を紹介することにより、取調べの高度化に一定の効果は得られると考えられるが、これら諸外国における取調べは、国によって違いはあるものの、弁解を聴く程度のものが多く、取調べの果たす機能・役割が我が国と比べて低いという点にも留意する必要がある。我が国の取調べは、被疑者と取調べ官との間の関係の構築や心の交流が極めて重要となっており、マニュアル化すれば誰もが簡単に習得できるというものではないとの指摘もある。諸外国の取調べ技術をそのまま導入するだけで我が国の取調べに必ずしも適合するとはいえないことにも留意しつつ、我が国の捜査の実情に即した高度化を図る必要がある。そのために、警察において実際に行われている取調べを分析の対象として、実証的な研究を進めなければならない。

現状においても、警察では、警察学校等における研修・訓練において、ロールプレイング方式を取り入れるなど、取調べ技術の向上に努めているほか、心理学者を講師として招聘するなどの取組を進めているところであるが、不適正な取調べを根絶するとともに、取調べ官一人一人が必要な取調べ技術を効果的に身に付けるための取組としては、十分とは言えない。今後は、心理学的な手法を更に取り入れるなどして、取調べを行う環境の在り方、取調べにおいて供述を得るために効果的な質問や説得・追及の方法、虚偽供述が生まれるメカニズムとこれを防止するための方策等の知見を体系的に整理し、取調べ技術の研修・訓練の在り方等を見直すことにより、取調べの科学化を推進していくべきである。これにより、全ての取調べ官において、一定レベル以上の取調べ技術を習得することを確保すべきである。

さらに、一連の無罪事件等においては、取調べのみならず、捜査主任官の機能の欠如や捜査幹部による捜査状況の把握の不徹底等、捜査指揮上の問題点が原因として指摘されている。警察においては、同種事案の再発を防止するため、取調べの高度化とともに、捜査指揮能力の向上を図ること

---

\*15 前掲「捜査手法、取調べの高度化を図るための研究会における検討に関する中間報告」14頁を参照。

具体的には、PとはPlanning(計画)とPreparation(準備)、EとはEngage(引き入れ)とExplain(教示)、AとはAccount(説明)(clarification(明確化)とchallenge(詰問))、CとはClosure(締めくくり)、EとはEvaluation(評価)(面接及び面接官の技能)をそれぞれ意味し、取調べを5つの局面に分けている。

により、不適正な取調べを排し、虚偽自白及び「えん罪」を防ぐことが不可欠である。

### 第3 捜査手法の高度化

#### 1 基本的な考え方

取調べの可視化を実現すると同時に、取調べ及び供述調書への過度の依存から脱却し、科学技術の発達や情報化社会の進展等による社会の変化、これに伴う犯罪ツールの高度化・複雑化といった状況に対応し、治安水準を維持していくためには、客観証拠による的確な立証を図ることが可能となる捜査手法を不断に検討する必要がある。また、客観証拠の的確な収集を可能とする手法を充実させることは、犯人性の適正な判断にも資するものであり、「えん罪」を防止する観点からも積極的に検討すべきである。

もっとも、捜査手法の検討に当たっては、それらを導入した際の捜査における有効性だけでなく、国民に対する権利侵害の程度をも考慮した上で、両者のバランスをとることが必要である。

本研究会の中間報告においては、捜査手法の高度化について、これまで調査対象としたほぼ全ての国等が持つ捜査手法等を中心に、我が国において、どのような捜査手法等を導入すべきかの具体的な検討を行うこととされており、本研究会においては、今次、警察庁が調査を行った諸外国において導入されていた下記2及び3に掲げる捜査手法について検討を行った<sup>\*16</sup>。

取調べへの過度の依存を排し客観証拠を的確に収集する必要性は極めて高いこと等を踏まえれば、下記2に挙げた捜査手法のうち、警察捜査にとって有効性が高いと認められ、かつ、国民に対する権利侵害の程度を考慮しても導入が相当であるなど、実現可能性が高いものについては、順次速やかに導入に向けた検討を進め、実現を図っていくべきである。また、下記3に挙げた捜査手法については、研究会において議論の俎上に上ったものの、十分な議論ができなかったことから、引き続き、検討すべきである。

なお、本研究会においては、その設置目的に照らし、それぞれの捜査手法の具体的かつ詳細な制度設計まで提言することは控え、検討の基本的な方向性のみを示すこととした。

---

\*16 以後、諸外国の制度について述べるときは、警察庁が9の国等を対象として行った調査結果（平成23年3月）に基づくものである。

## 2 研究会において主に議論された捜査手法

### (1) DNA型データベースの拡充

諸外国におけるDNA型鑑定については、9の国等中8の国等において、犯罪予防等を目的として、捜査が終了した事件の被疑者や有罪確定者等からDNAを強制的に採取し得る制度を有しているほか、DNA型データベースの登録件数は、判明した7の国等中5か国において30万件以上であるところ、そのうち米国は約830万件、英国は約560万件、フランスは約120万件であり、我が国（平成23年12月末現在約19万件）と比較して多くのデータを有していることが明らかになった<sup>\*17</sup>。

DNA型データベースの拡充は、自白に依存せずに犯人性を証明することを可能とし、余罪の発見等犯罪の追跡可能性を高めることに資するという点で、非常に有効な捜査手法であると認められるだけでなく、米国ではDNA型鑑定によって多くの受刑者の無実が証明されるなど、「えん罪」防止の観点からも重要であると考えられることから、今後、DNA型データベースを一層拡充する必要性は極めて高いといえよう。

この点、DNA型情報は個人の究極のプライバシーであるとの指摘もなされたが、DNA型情報とは身体的特徴や病気に関わる遺伝情報を含まないものであり、警察の保有する機器においては、個体識別に必要な範囲でのDNAの型情報以外を得ることは不可能であるところ、これにより個人のプライバシーを侵害するおそれは極めて低いものと評価できるという点も踏まえた上で、検討すべきである。

DNA型データベースについては、現在、我が国においては国家公安委員会規則に基づいて運用されているところであるが、諸外国においては法律に基づいて運用されていること等から、本研究会において、DNA採取やデータベースの根拠の法制化の是非をめぐって議論がなされた。警察においては、こうした点を踏まえつつ、インフラの充実を始めとするDNA型データベースに係る抜本的な拡充を目指すべきである。

また、DNA型資料の採取対象、データベースへの登録対象、採取方法、データベースからの抹消時期、データベースの運用機関、第三者機関による監督、被疑者・被告人側からのアクセス等といった運用に関する個別の論点についても、引き続き、どのような選択肢が最も効果的なものであるか等について検討を続ける必要がある。

### (2) 通信傍受の拡大

---

\*17 前掲「捜査手法、取調べの高度化を図るための研究会における検討に関する中間報告」33頁を参照。

我が国においては、通信傍受の実施件数が年間で20件から30件程度と、年間で数千件以上に上る諸外国に比べて著しく少なく、通信傍受制度は十分な機能を果たしているとは言い難い。これは、我が国の現行制度では通信傍受の対象となる犯罪が限定され、その実施要件が極めて厳格であるとともに、技術的な問題もあること等に起因していると考えられる。

この点、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律で定められる要件が厳格なものとなっているのは、憲法により保障されている通信の秘密との関係を考慮したものであるため、安易に緩和すべきではないとの意見も示されたが、他方で、通信の秘密といえども絶対的なものではなく、我が国において、取調べへの過度の依存を排しつつ、治安水準の維持・向上に対する国民の期待に応えていくためには、現行の通信傍受制度を捜査現場において効果的に活用しやすいものにするによって、客観証拠を的確に収集する必要があるとの意見も示された。

具体的な犯罪の実態を見ると、現行で規定されている一部の組織犯罪の外にも、暴力団事件、振り込め詐欺、誘拐事件、けん銃発砲事件等といった犯罪は、組織的に敢行されるものが大半であるところ、通信傍受が実施できればより効果的・効率的な捜査が期待できるほか、国民が身近に重大な危険を感じている犯罪でもある。これらの点も踏まえ、必要性や国民のプライバシーを侵害するおそれ等の相当性を慎重に検討しつつ、個々の対象罪種の拡大について、その要否を具体的に検討することが望ましい。

また、通信傍受の実効性を担保し、より効果的・効率的な運用を図るためには、通信事業者の協力義務の在り方、技術的な問題を解決するための措置、令状発付の迅速化方策、傍受によって得られた所在情報の捜査への利用等についても、法律上の措置も視野に入れ、速やかに検討を進めることが望ましい。

### (3) 会話傍受

会話傍受とは、対象者が管理する住居等に相手方の同意なく侵入し、録音・録画機器等の監視機器を設置して、対象者の言動をその同意なしに傍受・記録して証拠化する手法をいう。

警察庁が調査を行った諸外国においては、韓国と台湾を除く全ての国等において会話傍受が可能となっており、中でも米国及びイタリアでは、通信傍受と同じ枠組みにより会話傍受が可能となっている。

会話傍受については、その必要性・有効性として、組織性の高い犯罪における謀議の捕捉、密行性の高い犯罪における実行行為や事前・事後行為の捕捉、短期間での携帯電話の交換等の通信傍受への対抗手段に対応する必要性等が挙げられた。また、暴力団事務所や振り込め詐欺の拠点等に対する捜査に有効と考えられるといった点を考慮すれば、導入を検討する余地はあると考えられる。



相手方の同意なく家屋に侵入するなど、通信傍受以上に国民の権利・利益を侵害する度合いが高い行為を伴うことから、制度の導入自体に強い懸念が示されたことも考慮の上、引き続き、検討が必要であろう。

#### (4) 仮装身分捜査

仮装身分捜査とは、捜査員が仮装の身分を使用して関係者と接触するなどして、情報・証拠の収集を行うものである。

今次、警察庁が調査を行った諸外国においては、韓国と台湾を除く全ての国等において、捜査員が身分を秘匿して行う潜入捜査を制度化している<sup>\*18</sup>。こうした仮装身分捜査については、公的な身分証明制度に混乱をもたらすおそれがあるとの意見が示された一方で、我が国における必要性・有効性として、組織性・密行性が高い犯罪における真相解明に資する点、核心的な犯罪情報や物的証拠の入手可能性が高い点、捜査員の危険が軽減される点等のメリットが挙げられた。

このように、仮装身分捜査は、捜査に非常に有効であると考えられる上、個人の意思の制圧や身体・財産等への制約が想定されず、人権と衝突する側面が比較的少ないと考えられる。我が国においても、最高裁判所の判例<sup>\*19</sup>により、一定の条件の下でおとり捜査が認められているところ、その実効性が向上されるという観点からも検討することが望ましい。

#### (5) 量刑減免制度

量刑減免制度とは、裁判所による量刑判断において、一定条件下で刑を減免する制度をいう。例えば、自首・自白の時期や内容によって量刑減免を行う規定を導入すること等が考えられる。

英国や米国においては、有罪答弁等を行った時期等を基準として、どの程度刑が減輕されるかについてのガイドラインがあらかじめ示されている。例えば、英国では、法律において、有罪答弁を行った者の量刑にはその意向が示された段階と状況が考慮されると規定されている<sup>\*20</sup>。

こうした制度は、被疑者や国民に対して自白のインセンティブを明らかにすることができる点で有効であると考えられるが、導入に当たっては、被害者を始めとする国民感情と抵触しないかといった点も含め検討を進めることが望ましい。

---

\*18 前掲「捜査手法、取調べの高度化を図るための研究会における検討に関する中間報告」36～37頁を参照。

\*19 平成16年7月12日最高裁判所第一小法廷決定。

\*20 具体的には、ガイドラインにおいて、「最初の合理的機会に有罪答弁を行った場合は3分の1までの減刑、審理日程が決まった後であれば4分の1までの減刑、審理が始まった後であれば10分の1までの減刑」との量刑基準やその例外等が示されている。

## (6) 王冠証人制度

王冠証人制度とは、被疑者が一定の犯罪の解明等に貢献した場合、裁判所による量刑判断において、その時期や捜査への貢献度合いに応じ刑の減免をする制度をいい、被疑者が自発的に行った供述について減免が考慮される。ドイツにおいてはこの制度が導入されているほか、フランスやイタリアにおける改悛者制度<sup>\*21</sup>も同様の制度である<sup>\*22</sup>。制度の対象罪種としては、ドイツでは殺人、強盗等、通信傍受の対象犯罪とされている犯罪、フランスでは「違警罪」と呼ばれる軽微な犯罪を除く犯罪、イタリアではテロ犯罪、薬物犯罪及びマフィアによる犯罪が対象とされている。

この制度は、内部情報の入手が困難な犯罪組織による犯罪の解明等に寄与することが期待され、導入する必要性は高いといえることから、ドイツにおいて導入されている同制度を参考として検討を進める余地があるとの意見も示された。

しかしながら、我が国の国民感情との整合性や、第三者の引込みの危険<sup>\*23</sup>を考慮する必要があるほか、十分な証人保護制度を同時に検討する必要がある、我が国における実現可能性も加味して、引き続き、検討が必要であろう。

## (7) 司法取引（自己負罪型・捜査協力型）

司法取引とは、訴追機関等が、被疑者・被告人側と合意し、自白や捜査協力の見返りとして、取引的に起訴の内容や量刑等を被疑者・被告人側に有利に取り扱う制度をいう。その結果、裁判所は、判決に当たり、その合意内容を考慮することとなる。

司法取引には自己負罪型及び捜査協力型の2類型が考えられ、両者は被疑者・被告人側の合意の内容によって区別される。その内容としては、自己負罪型については、自己の刑事事件について真実を供述すること、捜査協力型については、他人の刑事事件について犯罪行為を解明するための貢献をすること等が考えられる。

警察庁が調査を行った諸外国では、韓国を除く全ての国等において、検察官等と被告人等が、捜査協力の見返りとして、刑の減輕を求めること等

---

\*21 イタリアの改悛者制度は、犯罪組織に属する者が、組織を離脱し、違法行為の拡大防止、共犯者の特定・逮捕のための証拠の収集について警察等に協力した場合に刑を減免する司法協力者制度である。（前掲「捜査手法、取調べの高度化を図るための研究会における検討に関する中間報告」17～18頁を参照。）

\*22 フランス及びイタリアでは、この枠組みの中で、証人の保護措置についても規定している。

\*23 例えば、見返りを期待して、虚偽の供述を述べることにより他人を罪に陥れようとする者が現れるなど、無実の者が有罪自認に釣り込まれるおそれのことをいう。

について合意する制度が採用されている。米国、ドイツ、オーストラリア及び香港ではこれらの手続の対象犯罪が限定されていないが、英国及び台湾では重罪が対象とされている。取引の主体は、被疑者・被告人等と検察官が通常であるが、ドイツでは検察官ではなく裁判官となる場合もある。

こうした制度については、例えば、一連のオウム真理教関連事件においては、取引的手続を活用することができれば早期の真相解明に寄与したと考えられるなど、組織犯罪等において真相解明に資する場合があるとの意見が示された。他方、取引的要素を我が国の刑事司法制度に持ち込むこととすれば、事件の効率的な解決が優先されることによって、必ずしも真相が解明されないケースが増えることが考えられ、結果として、刑事司法が発見すべき「真実」の概念を根本的に変えてしまうことになりかねず、犯罪被害者を始めとして、事件の真相解明を強く求める国民の理解が得られないのではないかと慎重な意見も示された。

また、我が国の刑事司法制度に取引的要素が導入されれば、取引により事件の早期解決を図ることを優先し、取調べにおいて真相解明のための努力を怠るケースが増えるおそれもあるなど、捜査の質の劣化を招くおそれがあるほか、取調べの性格そのものを変えてしまう可能性も考えられるとの意見も示されたところであり、こうした意見をも踏まえ、引き続き、検討が必要であろう。

なお、自己負罪型の司法取引については、対象を限定した上で、弁護人の立会い等一定の要件を満たすことを条件に導入すべきであるとの意見や、捜査協力型の司法取引には、いわゆる第三者の引込みの危険があり、ひいては「えん罪」の発生を招くおそれがあるとの意見も示されたところ、制度の導入に当たっては、こうした点も踏まえた検討が必要である。

#### (8) 刑事免責

刑事免責とは、自己負罪拒否特権に基づく証言拒絶権の行使により犯罪事実の立証に必要な供述を獲得することができないという事態に対処するため、共犯等の関係にある者のうちの一部の者に対し、刑事免責を付与することによって、自己負罪拒否特権を失わせて供述を強制し、その供述を他の者の有罪立証の証拠としようとする制度をいう。

英国、米国<sup>\*24</sup>及びオーストラリアでは、当該被告人の刑事責任を免責する一方で、自己負罪拒否特権を失わせ、供述を強制する制度が導入されている。制度の対象罪種については、米国及びオーストラリアでは限定がなく、英国では薬物売買、人身売買、マネー・ローンダリング等、法律に規

\*24 米国においては、刑事免責制度と、前述の量刑ガイドラインによって刑を減輕する制度が併用されている。

定される一定の犯罪が対象となっている。

こうした制度は、王冠証人制度と同様、共犯者等から供述を得る手法として、例えば、内部情報の入手が困難な犯罪組織による犯罪の解明等に寄与することが期待されることから、導入に向けた検討を進める余地があると考えられる。

しかしながら、王冠証人制度と同様に、我が国の国民感情との整合性や、第三者の引込みの危険を考慮する必要があるほか、十分な証人保護制度を同時に検討する必要があるあり、我が国における実現可能性も加味して、引き続き、検討が必要であろう。

#### (9) 証人を保護するための制度

我が国においては、証人を保護するための制度として、現在、証人に対する加害行為のおそれがある場合に証人の住居等が特定される事項についての尋問を制限することができるものとされ、性犯罪の被害者等については、被害者特定事項を公開の法廷で明らかにしない制度が導入されている<sup>\*25</sup>。

諸外国においては、例えば、公判における証人の人定事項の秘匿（英国、韓国及び台湾）や、証人保護に関連する情報開示行為の犯罪化（英国、韓国、台湾及び香港）、証人や陪審員に対する脅迫行為の処罰（英国）、証人への新たな身分の付与（米国、ドイツ、イタリア、オーストラリア及び香港）、証人の転職、転居等の支援（米国、ドイツ、イタリア、オーストラリア、韓国及び台湾）、過去の性交渉歴に関する証拠提出・質問の禁止（英国、台湾及び香港）、被害者の証言のビデオ記録及び公判での使用<sup>\*26</sup>（英国及び韓国）等、証人を保護するための様々な制度が導入されていることが明らかになったほか、性犯罪等の場合には、被害者の保護等の観点から非公開裁判を実施すべきとの意見も示された。

このような諸外国の状況等を踏まえ、我が国における証人を保護するための制度について、可能かつ相当なものについては、速やかに、拡充を図ることが望ましい。

---

\*25 刑事訴訟法第295条第1項、第290条の2等。このほか、例えば、刑事訴訟法第299条の2において、証人等の身体又は財産への加害行為等の防止を図るための措置として、検察官又は弁護士が、同法第299条第1項の規定による証人等の尋問の請求や証拠開示の際に、相手方に対し、証人等又はその親族の安全が脅かされることがないように配慮することを求めることができる旨が規定されている。

\*26 韓国においては、性犯罪被害者が16歳未満であり、又は精神上の障害等により事物を弁別する能力等が微弱である時には、同人等がその内容が正しいことを証言した場合には、捜査段階でのビデオを証拠とすることができる。

(10) 被疑者・被告人の虚偽供述の処罰化

被疑者・被告人の虚偽供述の処罰化とは、捜査段階又は公判における被疑者・被告人の虚偽供述・偽証を処罰することをいう。

米国では、捜査段階における被疑者の虚偽供述等を処罰の対象としており、具体的には、合衆国政府が管轄するあらゆる事項に関し、故意に、ごまかし・策略による実質的な事実の偽り・隠蔽を行うことや、実質的に虚偽である供述をすること等を処罰の対象としている。これにより、FBI等の連邦捜査機関に対して虚偽の供述を行った者は処罰されることとなっている。また、英国及び米国では、被告人が、公判廷において、宣誓の上で虚偽の供述をすることを処罰の対象としている。

このような処罰規定を置くことは、被疑者・被告人が嘘をついたり、筋の通らない弁解をしたりすることを抑止する上で有効であると考えられる。また、我が国における公判の現状や、被害者側の視点を踏まえれば、例えば、被告人についても、証人と同様に、宣誓をして偽証罪による制裁を受けるものとする制度等を導入するなど、検討する余地がある。

この点、研究会においては、被疑者・被告人の黙秘権や弁護権を侵害するおそれがあるため導入には慎重であるべきとの意見が示された一方で、黙秘権は被疑者・被告人に嘘をつく権利までも保障しているとは言えず、虚偽供述を処罰しても黙秘権に抵触するものではないとの意見も示された。

こうした意見を踏まえつつ、検討することが望ましい。

(11) 黙秘に対する推定

黙秘に対する推定とは、被疑者・被告人が不合理な黙秘をした場合に、被疑者・被告人に不利益な事実を推定することをいう。

英国においては、1994年刑事司法及び公共の秩序法により、一定の場合に、裁判所等は、被告人の黙秘から「適当と認める推論」を導くことがで

きる<sup>\*27</sup>。

このように、黙秘に対する推定を制度化することについては、今後、取調べの可視化の拡大や被疑者・被告人側の意識の変化によって、黙秘する被疑者が増えることも考えられることから、検討の余地がある。

この点、不合理な弁解、黙秘及び否認をすることにより不利益を受けることは当然であるとの意見も示されたが、憲法上の自己負罪拒否特権等との問題を整理する必要があるため、引き続き、検討が必要である。

## (12) 刑法その他の実体法（刑罰法令）の見直し

我が国の刑罰法規においては、犯行の目的等の主観的構成要件要素が重要な位置を占めているため、取調べによらなければ、立証が困難になることは避けられない。取調べ及び供述調書への過度の依存を排するとの観点からは、諸外国の例<sup>\*28</sup>を参考としつつ、刑法その他の刑罰法規の見直しについて検討を進めることが望ましい。

この点、我が国において実務上の必要性だけを重視することは妥当でなく、刑法その他の刑罰法規の見直しには慎重であるべきとの消極的な意見も示された。しかし、これに対しては、例えば、薬物犯罪について、被疑者の違法薬物の認識に係る立証が困難であるといった現状を踏まえ、こうした実体法を見直す必要性は現状においても高いとの意見が示された。そこで、具体的には、刑法の客観化や推定規定を設けること等により、犯行

---

\*27 具体的には、裁判所等は、次の場合には、被告人の黙秘から「適当と認める推論」を導くことができるとされている。

- 1 被告人が、公判で主張している事実について、  
警察官の取調べの際に当該事実を供述しなかった場合  
告発を受け、又は起訴の正式通知を受けた際に当該事実を供述しなかった場合
- 2 被告人が、公判において、可能であるにもかかわらず証拠を提出せず、又は正当な理由なく質問への回答を拒否した場合
- 3 逮捕された際に被疑者の身体、衣服等に犯罪の痕跡がある場合に、警察官が黙秘権等に関する警告を行った上で、その痕跡について同人に説明を求めたにもかかわらず、説明をせず、又はこれを拒否した場合
- 4 犯罪現場において逮捕された被疑者が、警察官が黙秘権等に関する警告を行った上で、犯罪現場にいたことについて同人に説明を求めたにもかかわらず、説明をせず、又はこれを拒否した場合

\*28 例えば、英国においては、殺人罪の主観的構成要件である故意は、重大な身体の傷害を与える故意で足りるとされているほか、殺人罪における心神喪失の抗弁等については、被告人側が拳証責任を負うとされている。また、米国においては、殺人罪に関し、他人に重大な傷害を負わせる意図がある場合等一定の場合には、死の結果を生じさせる意図がなくても、予謀的悪意が暗黙に示されたとみなされる。加えて、殺人罪における心神喪失の抗弁については、被告人側が立証責任を負うと規定されている。

の目的等については立証を不要とするなど、供述に依存しない立証を容易にする方向での実体法の見直しについて、検討を進めることが望ましい。

### 3 その他の捜査手法

上記2の捜査手法のほか、主に諸外国の刑事手続において導入されていること等を踏まえ、捜査手法の高度化を図るという観点から、参考人の供述を確保するための制度、捜査段階における文書提出命令、事業者等のデータベースに記録されている情報の適切な期間の保存、捜査機関による事業者の各種データベースへのアクセス等についても検討の対象となった。

これらについては、時間の関係上、十分な議論を行うことはできなかったものの、有用かつ相当であると考えられるものについては、引き続き、検討すべきであると考えられる。

## おわりに

この最終報告は、本研究会の委員が、その立場や理念を異にしつつも、警察捜査を含む我が国の刑事司法が、国民にとってより良いものとなるよう、それぞれの知見を活かしつつ、約2年の間、熱心な議論を重ね、取りまとめたものである。

取調べの可視化に関しては、具体的な制度としての在り方については意見の隔たりが大きく、この問題が極めて困難かつ複雑な問題を含むものであることが明らかとなった。しかしながら、録音・録画は、取調べ状況の的確な判断を可能とし、虚偽自白及び「えん罪」の防止に資すると考えられることから、警察においては、この最終報告における提言を受け、取調べの録音・録画の試行を拡充し、その結果を今後を活かしていくべきである。

取調べの高度化に関しては、取調べ官一人一人が必要な取調べ技術を身に付けられるよう、心理学的な手法を更に取り入れるなどして、取調べ技術の研修・訓練の在り方等を見直していくとともに、捜査指揮能力の向上を図ることが必要である。

捜査手法の高度化に関しては、基本的な検討の方向性を示したところであるが、取調べ及び供述調書への過度の依存から脱却しつつ、犯人性を的確に判断し「えん罪」を防止する観点からも、更に具体的な検討を進めていくことが望まれる。

今後、警察においては、適正手続を全うしつつ、事案の真相を明らかにして犯人を的確に検挙・処罰することにより、良好な治安を維持するという第一次捜査機関としての責務を果たしていくため、この最終報告を受けた取組を速やかに進めることを強く期待する。

国民の信頼を確かなものとするためには、警察自ら、最大限の努力によって、真摯かつ着実に取調べの在り方について改革を進めるほかない。また、良好な治安の維持に対する国民の期待に的確に応えていくためにも、捜査手法に関する研究を続け、警察捜査が時代の要請に即したものとなるよう不断の取組を欠かすことはできない。この最終報告が、その道程を示す一助となるものと信じる。

最後に、本研究会におけるヒアリングに応じていただいた方々や、警察庁による諸外国における調査・研究に協力していただいた方々に対して、心から感謝を申し上げる。



## 「捜査手法、取調べの高度化を図るための研究会」委員名簿

座長	まえだ 前 田	まさひで 雅 英	首都大学東京教授（刑事法）
委員	おおさわ 大 沢	まり 真 理	東京大学教授（社会政策）
	おかだ 岡 田	かおる 薫	元警察庁刑事局長
	くぼ 久 保	まさゆき 正 行	元警視庁捜査第一課長
	こさかい 小 坂	いひさし 井 久	弁護士（日弁連取調べの可視化実現本部副本部長）
	たかい 高 井	やすゆき 康 行	元横浜地方検察庁特別刑事部長（弁護士）
	たけのうち 竹 之 内	あきら 明	弁護士（日弁連裁判員本部副本部長）
	なか 仲	まきこ 真 紀 子	北海道大学教授（心理学）
	ばん 番	あつこ 敦 子	弁護士（日弁連犯罪被害者支援委員会委員長）
	ほんだ 本 田	もりひろ 守 弘	元広島地方検察庁検事正（公証人）
	ますい 槩 井	しげお 成 夫	ジャーナリスト（元読売新聞論説委員） （第1回会議から第10回会議まで）
	とくなが 徳 永	ふみかず 文 一	ジャーナリスト（元読売新聞論説委員会副委員長） （第11回会議から）
	やまむろ 山 室	めぐみ 恵	元東京地方裁判所部総括判事（弁護士）

（敬称略）

捜査手法、取調べの高度化を図るための研究会  
会議の開催状況

	開催日	議題
第 1 回	H22.2.5	中井洽国家公安委員会委員長（当時）挨拶 座長の選任 議事公開の在り方の決定
第 2 回	H22.3.12	研究会における検討事項の決定 我が国における取調べに関する諸状況等についての事務局説明
第 3 回	H22.4.2	いわゆる足利事件の検証結果に関する事務局説明 委員の発表 ・ 被疑者取調べの可視化（全過程録画）＝その意義・機能と必然性について ・ 取調べの可視化と無罪（再審無罪）、幅広い検討の必要性
第 4 回	H22.5.11	委員の発表 ・ ビデオ録画面接の功罪（被害者、目撃者への司法面接と被疑者取調べ） ・ 何によって犯罪の真相に迫るのか ヒアリングの対象者等についての検討
第 5 回	H22.6.11	第 3 回及び第 4 回会議における 4 名の委員の発表に対する質疑・意見交換 ヒアリングの内容についての検討
第 6 回	H22.7.23	ヒアリング ・ いわゆる志布志事件で無罪となられた A さん ・ いわゆる富山事件で再審無罪となられた B さん ヒアリングを踏まえた検討
第 7 回	H22.9.10	ヒアリング ・ 飲酒死亡ひき逃げ事故の御遺族である D さん（全国被害者支援ネットワーク理事） ・ 世田谷一家殺人事件の御遺族である E さん（殺人事件被害者遺族の会（宙（そら）の会）幹事） ヒアリングを踏まえた検討 「被疑者取調べの録音・録画の在り方について～これまでの検討状況と今後の取組み方針～」（平成22年6月法務省）についての事務局説明
第 8 回	H22.10.8	岡崎トミ子国家公安委員会委員長（当時）挨拶 ヒアリング ・ 元科学警察研究所犯罪行動科学部長 F さん ・ オーストラリア連邦法務省法務次官補 G さん ヒアリングを踏まえた検討

第9回	H22.11.5	<p>ヒアリング</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ いわゆる足利事件で再審無罪となられたCさん ヒアリングを踏まえた検討</li> </ul> <p>海外調査・研究結果についての事務局報告（イギリス）委員の発表</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ イギリスにおける被疑者取調べの研究結果等について</li> </ul>
第10回	H22.12.10	<p>海外調査・研究結果についての事務局報告（アメリカ、ドイツ、フランス及びイタリア）委員の発表</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ イギリスにおける取調べの可視化について</li> </ul>
第11回	H23.1.21	<p>中野寛成国家公安委員会委員長（当時）挨拶 ヒアリング</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現に取調べに従事している警察官（刑事）2名 ヒアリングを踏まえた検討</li> </ul> <p>海外調査・研究結果についての事務局報告（オーストラリア、韓国、台湾及び香港）</p>
第12回	H23.2.23	<p>ヒアリング</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 韓国・成均館大学法学専門大学院教授Hさん 委員の発表</li> <li>・ 韓国・台湾における被疑者取調べの可視化についての視察結果 ヒアリング等を踏まえた検討</li> </ul> <p>中間報告案の検討</p>
第13回	H23.3.11	<p>「録音・録画試行指針」（平成23年2月23日最高検察庁）についての事務局説明 中間報告案の検討 当面の検討の進め方についての検討</p>
第14回	H23.4.14	<p>「検察の再生に向けて～検察の在り方検討会議提言～」 （平成23年3月31日法務省）及び「検察の再生に向けての取組」（平成23年4月法務省）についての事務局説明 取調べの可視化・高度化についての検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 取調べの機能・役割</li> <li>・ 取調べの可視化の目的</li> <li>・ 取調べ技術の高度化</li> </ul>
第15回	H23.5.25	<p>警察における取調べの録音・録画の試行の検証の概要についての事務局説明 取調べの可視化・高度化についての検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 録音・録画の対象・範囲</li> <li>・ 録音・録画の実施の確保</li> </ul>
第16回	H23.6.21	<p>委員の発表</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日弁連のイギリス視察に関する報告書について 捜査手法の高度化についての検討</li> <li>・ DNA型データベースの拡充</li> </ul>

第17回	H23.7.27	<p>捜査手法の高度化についての検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通信傍受</li> <li>・ 会話傍受</li> <li>・ 仮装身分捜査</li> </ul>
第18回	H23.9.6	<p>「被疑者取調べの録音・録画に関する法務省勉強会取りまとめ」（平成23年8月法務省）についての事務局説明 捜査手法の高度化についての検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自白等が得られなくなることへの対応</li> <li>・ 共犯者等に関する供述が得られなくなることへの対応</li> <li>・ 証人を保護するための制度</li> <li>・ 被疑者・被告人の虚偽供述の防止</li> <li>・ 黙秘に対する推定</li> <li>・ 刑法その他の実体法（刑罰法令）の見直し</li> </ul>
第19回	H23.10.11	警察における取調べの実情についての事務局説明 取りまとめに向けた検討
第20回	H23.11.8	取りまとめに向けた検討
第21回	H23.12.14	<p>委員の発表</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 英国のP E A C Eモデルに見る情報収集アプローチについて</li> </ul> <p>取りまとめに向けた検討</p>
第22回	H24.1.20	松原仁国家公安委員会委員長挨拶 取りまとめに向けた検討
第23回	H24.2.8	最終報告案の取りまとめ 松原仁国家公安委員会委員長謝辞